

議員提出意見書案第7号

安全保障法制の廃案を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成27年9月15日

提出者 須賀川市議会議員 佐藤 暲 二

賛成者 同 加藤 和 記

同 同 丸 本 由美子

同 同 大 倉 雅 志

須賀川市議会議長 広瀬 吉彦 様

安全保障法制の廃案を求める意見書

国会では、政府が提出した安全保障関連法案が審議されています。本法案は、集団的自衛権の行使を容認する内容が含まれています。戦後70年間、我が国が平和憲法のもと貫いてきた海外での武力行使を行わないという原則を大きく転換する、問題の多いものです。

そもそも、多くの憲法学者が政府案を違憲であると批判している事に対し、政府は説得力のある説明が出来ていません。

また、集団的自衛権の行使を認める「新三要件」は十分に歯止めとなっていないばかりでなく、憲法解釈を便宜的・意図的に変更するものであり、立憲主義に反しています。政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする事例にも、蓋然性や切迫性に疑義があります。専守防衛に徹する観点から、安倍政権が進める集団的自衛権は容認できません。

このほかにも、国際平和のために活動する他国軍に対する後方支援の拡大や「現に戦闘行為を行っている現場でない場所」での自衛隊の活動の容認など、政府案には多くの重大な問題点が指摘されています。これに対し、政府は納得の得られる答弁をほとんどしていないのが実情です。

加えて、世論調査によると、国民の多くが法案内容の説明が不十分だと考え、今国会にこだわらず慎重に審議すべきとの意見が、今国会で成立させるべきとの意見を大幅に上回っています。

それにもかかわらず、安倍政権は、米国に成立時期を約束したとおり、会期を延長して、この国会での成立を強行しようとしています。結論ありきで、国民に丁寧な説明や国会での徹底的な審議を避け、問題を放置したまま法案成立を強行しようとする姿勢は断じて容認できません。

政府は、憲法の平和主義を貫き、国民の生命、財産を守る責任があります。

政府は、十分に安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、丁寧に国民に説明し、理解を得た上で、成立を目指すべきです。拙速に、そして、会期末に法案成立を強引に押し進めるべきではない。

今国会での成立を目指すべきではなく、安全保障関連法案を廃案とされるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月15日

福島県須賀川市議会議長 広瀬 吉彦

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿
外務大臣	岸田	文雄	殿
国土交通大臣	太田	昭宏	殿
防衛大臣	中谷	元	殿